

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会  
住民参加型移送サービス事業運営規程

平成10年 4月 1日制定  
平成12年 3月29日一部改正  
平成15年 2月26日一部改正  
平成18年 3月27日一部改正

(目的)

第1条 この事業は、車イス等を使用している人や寝たきりの状態で既存の交通機関を利用することが困難な人の移動手段として、移送サービス用車両を運行し、もって通院等の利便や社会参加を図ることを目的とする。

(事業の性格)

第2条 この事業は、利用者および協力者相互の助け合いを基本とする「住民参加型」の移送サービス事業（以下「事業」という。）である。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、社会福祉法人 春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(会員の種類)

第4条 この事業は会員制とし、会員の種類は次のとおりとする。

- (1) 利用会員
- (2) 協力会員

(利用会員の条件)

第5条 利用会員は、第7条に該当し、第11条の規定に基づき登録された者をいう。

(協力会員の条件)

第6条 協力会員は、社会福祉に対する理解と熱意を有し、この事業に協力し、登録された者をいう。

(利用対象者)

第7条 この事業を利用できる者は春日市内に居住する者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 常時車イスを利用する者及び屋外での移動の際に車イスを利用する者
- (2) ねたきり、又はそれに準ずる状態にある者
- (3) 歩行が困難で既存の交通機関を利用出来ない状態にある者
- (4) その他特に会長が必要と認めた者

(介助者)

第8条 利用者は、介助を必要とする場合、利用者の家族、或いはこれに代わる者を介助者として確保するものとする。但し、利用者において、介助者の確保が困難な場合は、本会において相談に応じるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 事業の実施にあたっては、公共機関、医療機関、民生委員等との連携を図るものと

する。

(登録申請)

第10条 第7条に掲げる条件を満たす者で、この事業を利用しようとする者は移送サービス利用登録申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 この事業に労力を提供しようとする者は、移送サービス運行登録申請書(様式第2号)により申請するものとする。

(調査登録)

第11条 前条の規定により申請があった場合は、本会において速やかにその可否を決定するものとする。但し、利用会員登録申請は、移送サービス利用者状況確認調査票(様式第3号)を作成し、その可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により登録決定された者の登録有効期間は、登録日から到達する3月31日までとする。

3 引き続き登録する場合においては、本会の会計年度ごとに更新手続きを行なうものとする。

(利用範囲)

第12条 事業の利用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医師の診断、病気治療を受けるための通院、入退院をするとき。
- (2) 福祉施設等へ入退院または施設利用するとき。
- (3) 公共団体、社会福祉団体等が主催する事業、講演、会議等へ参加するとき。
- (4) 行楽、買い物、墓参り等するとき。
- (5) その他利用会員が希望するもので、運行できる範囲内と判断したとき。

(移送範囲)

第13条 事業の移送範囲は原則として日帰り運行ができる範囲内とする。

(利用回数)

第14条 事業の利用回数は原則一人月3回以内とする。但し、やむを得ない事情により規定回数を越えて運行する必要があるときは、本会において相談に応じるものとする。

(利用日時)

第15条 事業の利用日時は、祝日及び本会の定める年末年始の休日を除く月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時までとする。但し、やむを得ない事情により利用日時外に運行する必要があるときは、本会において相談に応じるものとする。

(利用申請)

第16条 事業を利用する場合、利用会員、または利用会員の家族は、移送サービス利用申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 申請書の受付は1ヶ月前から5日前までの間に行なうものとする。但し、緊急を要する場合においては、この限りではない。

(調整)

第17条 前条の規定により利用申請を受けたときは、本会において速やかに調整し通知するものとする。

(利用会員の負担)

第18条 利用会員の負担は次のとおりとする。

(1) 有料となる道路、駐車場等の実費は利用会員の負担とする。

(事故の賠償)

第19条 事業中に起きた事故については、本会が加入している保険の範囲内で保障する。

(事故報告)

第20条 業務に従事した協力会員は、事故が発生したとき法令に基づく応急の処置をした後、速やかに本会にその状況を通報しその指示を受けなければならない。

(委任)

第21条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成10年 4月 1日から施行し、平成10年 5月 1日から適用する。

2 社会福祉法人 春日市社会福祉協議会所有車両の運行及び管理に関する規程第18条を削除し、同規程第11条について次のとおり改正する。

(運行方法)

第11条 車両の運転は、本会の職員でなければ運行することができないものとする。但し、会長が特に指定する者については運行させることができる。

附 則

1 この規程は、平成12年 3月29日から施行し、平成12年 4月 1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。





移送サービス利用申請書

		局長	課長	係長	担当						
受付日 平成 年 月 日											
フリガナ 登録者名		NO	利用日	平成 年 月 日 ( )							
使用機具	1. 車イス (本人所有・社協所有) 2. 電動車イス 3. その他( )										
使用目的	1. 通院 2. 入退院 3. 官公署への要件 4. 施設の入所・退所 5. 施設の利用(一時帰宅) 6. 買い物 7. その他( )										
介助者	1. いる 2. いない	利用者との関係									
同乗者	1. いる 2. いない	利用者との関係			同乗者数	人					
目的地	住所		電話番号								
① 往復利用		開始 終了	時 時	分 分	分						
② 片道 利用	送り	移送予約一出発	時	分	～	時	分	介助時間	分	送り (計) 分	
		出発 - 到着	時	分	～	時	分	×2	実走時間		分
		到着 - 活動終了	時	分	～	時	分		介助時間		分
	迎え	移送予約一出発	時	分	～	時	分		介助時間	分	迎え (計) 分
		出発 - 到着	時	分	～	時	分	×2	実走時間	分	
		到着 - 活動終了	時	分	～	時	分		介助時間	分	
走行距離	Km		移送サービス総利用時間			分					
協力会員氏名		利用料			利用会員確認印						
印											
		チケット	1. 有 2. 無		( 800円 )						
特記事項		..... ..... ..... ..... ..... .....									
チェック項目	1.外観 2.タイヤ 3.ガソリン 4.灯火類			5.車内 6.清掃		使用車両					

# 【利用時間メモ】

( A )

出発場所 (待機場所)	時間	~	到着場所 (待機場所)	時間	所要時間 (待機時間)	累計時間
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
	:	~		:	分	分
					利用合計(A)	分

( B )

理 由	所要時間	累計時間
		所要合計(B)
		分

利用合計(A)
分

-

所要合計(B)	移送サービス総時間
分	分